

会社更生手続と譲渡担保権者

最高裁昭和41年4月28日第一小法廷判決

(昭和39年(オ)第440号：動産引渡請求事件)
(民集20巻4号900頁, 判時453号31頁, 金判529号199頁)

事実の概要

A社は昭和32年9月10日B公庫から、分割弁済とその過急約款を約して1000万円を借り受け、その借入債務の担保として所有する宅地および工場に第1順位の抵当権を設定するとともに、工場備付けの機械器具につき譲渡担保を設定し、占有改定によりこれをBに引き渡したうえで、Bからの請求があり次第返還することを約して無償使用していたが、昭和34年8月以降、分割弁済を怠るに至って期限の利益を失い、Bは元利合計金714万4348円の返還請求権を取得した。これに先立ちAは、昭和34年6月26日会社更生手続開始の申立てをなしていたところ、同年12月25日更生手続開始決定がなされてYら(被告・被控訴人・被上诉人)が更生管財人に選任された。他方Bは、昭和35年1月30日Aに対する元利合計金の返還請求権を抵当権および譲渡担保権とともにX相互銀行(原告・控訴人・上诉人)に譲渡した。

Xは、譲受債権について昭和35年3月10日更生担保権届出書を提出し、その担保権として抵当権および譲渡担保権のあることを記載した。Yらは、届け出られた債権を抵当権および譲渡担保権により担保された更生担保権として取り扱ったが、譲渡担保権の組を作るなどの特別の配慮はしなかった。債権調査においてXの届出債権は全額につき更生担保権として認められ、同年12月19日認可決定された再生計画において、債権全額の分割弁済がなされるまで抵当権が存続することとされたが、譲渡担保権の存続は認められなかった。

そこでXは譲渡担保の目的物件の所有権に基づく取戻権を主張し、その引渡を訴求した。第一審(京都地舞鶴支判昭和37・5・11金法311号6頁)は、更生手続に参加した以上認可された再生計画に従い弁済を受けることを義務づけられ、抵当権によって更生担保権者としての優先権は十分に保護されていることから譲渡担保はすでに消滅したものと解すべき旨を判示してXの請求を棄却した。また第二審(大阪高判昭和38・12・5高民集16巻9号784頁)は、譲渡担保権は一般に会社更生法上取戻権であって更生手続外で行使できると解しつつ、取戻権の行使も信義則に従ってなすことを要し濫用は許されず制約されることのある旨指摘し、譲渡担保権者は、更生手続に参加する限り、その譲渡担保権が更生計画によって存続する権利として認められないときは会社更生法(旧)241条によって失権すると解するのが相当である旨判示してXの控訴を棄却した。

Xは、契約によって譲渡担保権者として一旦所有権を取得した以上会社更生法(旧)62条により取戻権が認められること、更生担保権の範囲について定める同法(旧)123条において譲渡担保権につき規定されていない以上譲渡担保付債権は更生担保権にはならないこと、譲渡担保権を更生担保権として届け出たものではないこと、譲渡担保付債権は更生担保権ではない以上仮に更生担保権

弁護士

深山雅也

みやま まさや

として届け出たとしても抵当権や質権に準じた処理はできないことなどを理由に上告した。

判旨

上告棄却。

「原審が確定した事実によれば、昭和34年12月25日本件更生手続開始当時、本件物件の所有権は、訴外A(更生会社)とX間の譲渡担保契約に基づき、Xに移転していたが、右所有権の移転は確定的なものではなく、両会社間に債権債務関係が存続していたものである。かかる場合、譲渡担保権者は、更生担保権者に準じてその権利の届出をなし、更生手続によるのみ権利行使をなすべきものであり、目的物に対する所有権を主張して、その引渡を求めることはできないものというべく、すなわち取戻権を有しないと解するのが相当である。」

解説

1 譲渡担保の法的性質に関する従来の学説・判例

譲渡担保は、債権の担保を目的として譲渡担保権設定者の財産の所有権を債権者たる担保権者に移転し、被担保債権が弁済されれば目的物の所有権が設定者に復帰し、債務不履行となると担保権者に目的物の所有権を確定的に帰属させてその価額と被担保債権額との清算を行うか(帰属清算型)、担保権者が目的物を処分してその対価と被担保債権額との清算を行うこと(処分清算型)により債権回収を図る担保形態であり、判例によって認められてきた非典型担保である。債権担保という経済的目的と所有権移転という法形式との隔たりがあることにより、その法律構成をめぐって実体法上の議論がなされてきたが、その対立は所有権の構成と担保的構成とに大別される。所有権の構成は、譲渡担保権者に目的物の所有権が移転するという法形式に着目した構成であり、目的物の所有権は譲渡担保権者たる債権者に完全に移転し、債権者は債務者との関係においてその所有権を担保の目的以外に行使し得ないという債権的拘束を受けるにすぎないとする見解(信託的譲渡説)がその代表である。これに対し、担保的構成は、担保としての実質に着目した構成であり、譲渡担保権者たる債権者には担保目的の範囲内で目的物の管理処分権が付与されるにすぎないという見解(授權説)、目的物の所有権は、対外的には債権者に移転し、それと同時に目的物の担保価値的側面を除いた部分が債務者に返還され、債権者は実質的に担保権にあたる部分を留保するとする見解(二段物権変動説)、債権者には所有権が移転し、債務者には被担保債権の弁済により所有権を取得し得る設定者の地位たる物権的期待権が帰属するとする見解(物権的期待権説)、所有権は移転せず、債権者は抵当権を有し、これを第三者に対抗し得るとする見解(抵当権説)など、様々な学説が提唱されてきたが、近年は、譲渡担保権者に所有権の形式をとった担保権が帰属し、譲渡担保権設定者に担保権の付着した所

有権(設定者留保権)が帰属するという見解(設定者留保権説)が有力となっている(道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕』[2017]305頁, 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権〔第4版〕』[2020]612頁)。

また、かつての判例は、外部的な所有権移転のみを認める類型の譲渡担保(いわゆる弱い譲渡担保)と、内外ともに所有権移転を認める類型の譲渡担保(いわゆる強い譲渡担保)とに分類し、強い譲渡担保を原則とするものと解していたが(大連判大正13・12・24民集3巻555頁)、その後、事案に応じて担保としての実質を考慮した判断を示すものも見られるようになった。すなわち、一方において、不動産譲渡担保について大審院以来の所有権的構成を維持していると見られる判断がなされているもの(最判昭和62・11・12判タ655号106頁)、他方において、不動産譲渡担保権設定者の不法占有者に対する明渡請求を容認したり(最判昭和57・9・28判タ485号83頁)、担保権実行前の譲渡担保権者が除権者たる第三取得者に該当しないと判断するなど(最判平成7・11・10民集49巻9号2953頁)、事案に応じて担保としての実質に即した解決を図っている。

2 譲渡担保権者の会社更生手続における法的地位をめぐる議論

以上のような譲渡担保の法律構成をめぐる実体法上の議論を踏まえ、会社更生手続における譲渡担保権者の取戻権行使の可否について、これを肯定する見解(取戻権説)とこれを否定して更生担保権としての手続参加を要するとする見解(更生担保権説)が対立していた。

取戻権説は、①目的物の所有権は譲渡担保権者に移転していること、②会社更生法(旧)63条と同旨の旧破産法88条の反対解釈として譲渡担保権者の取戻権は肯定されると解されること、③更生担保権について規定する会社更生法(旧)123条1項に譲渡担保権につき規定されておらず、拡張解釈すべきでもないこと、などを根拠とする。これに対し、更生担保権説は、①国税徴収法24条において譲渡担保が担保的に構成されているという実定法上の根拠に加え、②会社更生手続においては抵当権の実行ですら抑制されるのであるから非典型担保である譲渡担保においても更生手続によるのみ権利の実現がなされるべきこと、③取戻権を認めるならば、譲渡担保権者は更生手続によらずに弁済を受け得ることとなり、会社更生法(旧)112条に反すること、④取戻権を認めることにより更生会社の維持再生が妨げられること、などを根拠とする。

なお、更生手続開始前に譲渡担保権が実行されて目的物の所有権が確定的に譲渡担保権者に帰属し、その対抗要件も具備され、被担保債権の債権債務関係が消滅している場合には、譲渡担保権者が更生手続開始後に所有権に基づいて目的物を取り戻し得ることに争いはない。議論の対象となるのは、目的物の所有権の帰属が確定的でなく、被担保債権の債権債務関係が消滅していない場合における譲渡担保権者の地位である。

3 本判決の意義

本判決は、譲渡担保権者の会社更生法上の地位に関する最初の最高裁判決であり、立法当初より議論の対立のあった上記論点に対して判断を示したものである。

原判決が一般論として譲渡担保権者の取戻権を肯定しつつ、更生手続に参加した譲渡担保権者の権利の消滅を理由に結論において目的物の取戻しを否定したのに対し、本判決は、端的に譲渡担保権者の取戻権を否定して原判決の結論を支持した。その根拠については必ずしも

判然としていないが、目的物の所有権の移転が確定的なものでなく、債権債務関係が存続していた場合には、譲渡担保権者は更生担保権者に準じて権利の届出をなし、更生手続によるのみ権利行使すべきであるとの判断は、譲渡担保の担保権としての実質に即した解釈を採用したものと理解され、従来の議論に決着をつけたものと評価することができる。本判決は、多くの支持を得たものとみられ、本判決以降、実務上も、会社更生手続において譲渡担保権者は更生担保権者として扱われている。

なお、目的物の所有権の移転が確定的なものでなく、債権債務関係が存続していた場合は、譲渡担保権の実行が完了していない場合であり、いかなる時点で譲渡担保権の実行が完了するか、個々の譲渡担保契約によって定められるところに従うこととなるが、一般的には、帰属清算型の譲渡担保であれば、清算金の支払時(清算金が生じない場合は、目的物の所有権を譲渡担保権者に帰属させる旨の意思表示が譲渡担保権設定者に到達した時)、処分清算型の譲渡担保であれば、第三者への処分契約締結時と解されている(伊藤眞『会社更生法・特別清算法』[2020]221頁)。

4 本判決後の検討課題

本判決以降、譲渡担保権者の会社更生法上の地位を更生担保権者と解することは通説的理解となっているが、なお検討すべき関連論点は少なくない。

動産譲渡担保については、工場備付けの機械器具のような固定的な特定の動産類を担保物とするもののほか、在庫商品などの流動的な動産類を担保物とする譲渡担保が近時の資金調達手段として注目されているが(平成17年の動産譲渡登記制度の創設により、法的環境整備が一層整ったといえる)、流動動産譲渡担保における譲渡担保権者が、いかなる範囲で更生担保権を主張し得るのかについては、担保権実行の方法や更生手続開始決定が担保物の固定化をもたらすか否かという論点にかかわる問題である。

また、債権譲渡担保については、既存の債権のほか将来債権を担保物とする譲渡担保が、物的な資産を保有しない資金需要者にとつての新たな資金調達手段として注目されているが(債務者不特定の債権についての譲渡登記を認めるなどの平成17年の債権譲渡登記制度の見直しにより、法的環境整備が一層整ったといえる)、判例は、かかる集合債権譲渡担保について、設定者に取立権限が付与されている場合であっても目的物たる既存または将来の債権は確定的に譲渡担保権者に譲渡されている旨判示している(最判平成13・11・22民集55巻6号1056頁)。集合債権譲渡担保における譲渡担保権者が、譲渡担保設定者に対する更生手続開始決定後において、いかなる範囲で更生担保権を主張し得るのかについては、債権譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力をめぐり議論にかかわる問題である。この点については、平成29年成立の改正民法の立法過程でも検討されたが立法の当時は見送られた。

そのため、このような動産譲渡担保や債権譲渡担保をめぐる論点については、動産・債権等を目的とする担保法制の見直しの議論の中で引き続き検討されるべき問題であるといえる。

【参考文献】

本文中に掲げたもののほか
○蕪山巖・最判解民事審昭和41年度604頁